

茅ヶ崎市記者発表資料  
平成26年4月18日  
保健福祉部保健福祉課  
保健所準備担当課長 木村 英知  
電話 0467(82)1111 内線 3392  
企画部広域事業政策課 課長 海野 誠  
電話 0467(82)1111 内線 2429

## 茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画（骨子）が完成しました

茅ヶ崎市は、平成29年4月を目標に、市が保健所（以下「市保健所」という）を開設し、市民のみなさまの健康の保持と増進を目的として、よりきめ細やかで迅速なサービスを提供することを目指しています。

### 1 これまでの経緯

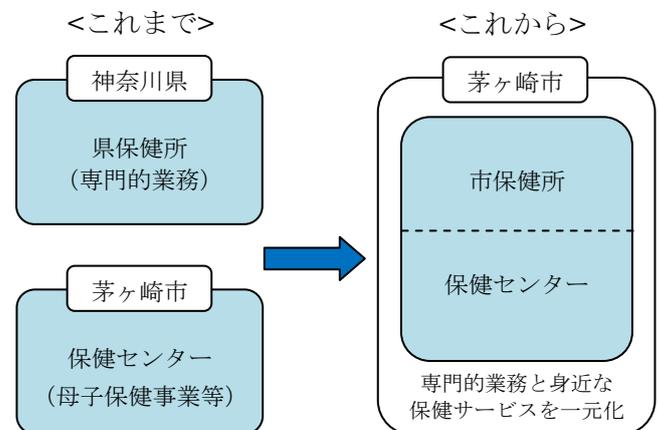
本市は以前より、保健所を設置する保健所政令市への移行を内部で検討していましたが、平成25年2月、県が緊急財政対策として保健福祉事務所（茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目。以下「県保健所」という）を衛生研究所（茅ヶ崎市下町屋一丁目）内に移転させるという発表があり、本市は保健所を利用する市民のみなさまの利便を損なうことがないように、保健所機能を自らが担うべく行動をはじめました。

同年8月、保健所政令市への移行を正式に県に要望したところ、県は当面の間、現在地での運営を継続することに方針を転換したため、本市は、同年10月に保健所準備担当を保健福祉課内に新設し、市保健所設置に向けた検討を進めています。

### 2 保健所政令市に移行することによる効果

現在、保健所は県が運営していますが、本市が開設を目指す新たな市保健所は、保健所本来の専門的で高度な業務機能に加え、子育て支援や健康づくり等をとおして市民のみなさまと密接な関係にある保健センターの機能を一体化したものになります。

両者の連携により、一元的できめ細やかなサービスの提供や迅速な健康危機対応などが可能となり、市民のみなさまに提供する保健サービスの向上が期待できます。



【市保健所設置のイメージ】

### 3 国の動向

国では地方自治の一層の推進を図る観点から、大都市制度全般の見直しの議論が行われ、平成25年6月には第30次地方制度調査会から「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」が提出されました。

この答申に沿って、国（総務省）は中核市制度と特例市制度を統合し、人口20万人以上を中核市の要件とする地方自治法の改正法案を平成26年3月18日に国会に提出しており、今後さらなる地方分権の推進が図られる見込みとなっています。

本市は、こうした国等の動きを注視しつつ、平成29年4月の市保健所の開設に向けた検討・協議を着実に進めてまいります。

#### 4 「茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画（骨子）」の概要

「茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画（骨子）」は、平成26年10月に策定する「茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画」にどのような内容を記載するのかを示すものになります。

「茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画（骨子）」は、前文で高齢化や人口減少に伴う社会構造の変化や健康危機管理・食の安全への意識の高まりに柔軟に対応していくため、本市が平成29年4月の保健所政令市移行を目指していることなどを述べ、そのうえで「保健所政令市に移行する効果」、「職員配置計画」、「施設の活用等」「財政計画」などの10項目について、本市が保健所政令市移行を検討するうえでの基本的な考え方を述べています。

#### 5 今後のスケジュール

本市が保健所政令市に移行するまでのおおまかなスケジュールは次のとおりです。

今後とも、市民のみなさまのご意見やご提案を幅広くお聞きしながら、平成29年4月の市保健所開設に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

平成26年 4月	県と市の連絡調整会議を立上げ
平成26年 7月	市民向け説明会・パブリックコメントの実施
平成26年10月	茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画の策定
平成28年1～2月	国（厚生労働省）に協議資料を提出
平成28年10月	保健所政令市移行について閣議決定
平成29年 4月	保健所政令市に移行し、茅ヶ崎市保健所を開設